

車いす使用者用駐車区画、思いやり駐車区画の適正利用について

実施概要

担当部局	実施期間	対象者数	回答者数	回答率
健康福祉総務課	2011年05月26日から 2011年06月23日まで	1596	1216	76%

三重県の健康福祉総務室ユニバーサルデザイングループです。
車いす使用者用駐車区画等の適正利用の推進に役立てるため、アンケートを実施します。

■ 添付ファイル

- [写真1（車いす使用者用駐車区画）](#)
- [写真2（思いやり駐車区画）](#)

■ Q1 「車いす使用者用駐車区画」について

多くの方が利用するショッピングセンター等の駐車場には、車いすのマークが表示された「車いす使用者用駐車区画（※写真1をご覧ください。）」が設置されています。
この「車いす使用者用駐車区画」は、車のドアを全開にしなければ乗り降りすることができない人（車いす使用者など）のために区画幅を広くしてありますが、そのことをご存じですか。

合計	1216	
知っている	1092	89.8%
知らない	124	10.2%

■ Q2 「車いす使用者用駐車区画」の利用について

車の乗り降りにドアを全開にする必要のない人が「車いす使用者用駐車区画」に駐車していると、車いす使用者などが駐車することができずに困ることをご存じですか。

合計	1216	
知っている	1168	96.1%
知らない	48	3.9%

■ Q3 「思いやり駐車区画」について

三重県では、「車いす使用者用駐車区画」とは別に、「思いやり駐車区画（※写真2をご覧ください。）」の設置を進めています。

「思いやり駐車区画」とは、障がい者、高齢者、乳幼児連れの人、妊娠している人、けが人、病人など、「車いす使用者用駐車区画」の幅ほどは必要としないものの、できるだけ建物に近い位置に駐車する必要がある方のために設置された駐車区画のことです。（平成22年度末現在、県内の公共施設56施設に106区画が設置済み）

この「思いやり駐車区画」のことをご存じですか。

合計	1216	
知っている	412	33.9%
知らない	804	66.1%

■ Q4 パーキング・パーミット制度について

「車いす使用者用駐車区画」を利用したいとする人に対し利用証（パーミット）を交付し、利用できる人を明らかにするとともに、不適正な利用を減らしていこうとする制度（パーキング・パーミット制度）が、他県において導入されています。（平成22年度末現在、18県で導入済み）
この制度のことをご存じですか。

合計	1216	
知っている	209	17.2%
知らない	1007	82.8%

■ Q5 利用証の交付対象について

パーキング・パーミット制度の課題のひとつとして、利用証を幅広く交付すると「車いす使用者用駐車区画」を利用する人が増え、『車いす利用者など広い区画幅を必要とする人が駐車できない』というケースが増加する可能性を指摘されています。

将来、Q4のパーキング・パーミット制度を三重県で導入するとした場合、どのような人に対して利用証を交付すべきだと思いますか。

次の中からお選びください。（複数選択可）

合計	1216	
車の乗り降りにドアを全開にする必要がある人（車いす利用者など）	1161	95.5%
ドアを全開にする必要はないが、歩行が困難な人（心臓ペースメーカー使用者、要介護者など）	872	71.7%
ドアを全開にする必要はないが、一時的に歩行が困難な人（妊産婦、けが人など）	568	46.7%
高齢者（歩行が困難でない人も含める）	224	18.4%
その他	38	3.1%



